組 手 試 験
セクション1: 正誤問題
全ての状況に当てはまる場合は答案用紙の“正”の欄に、そうでない場合は“誤”の欄に“X”(エックス)を記入のこと。

245
題

元番号	元番号に対応した問題	解答 正	解答 誤
1	競技場と安全域を合わせた大きさは、8メートル x 8メートルである。		
2	競技者所属国の国旗又はエンブレムに関しては、大きさが10cm×10cmを越えなければ、空手着の左胸につけてもよい。		
3	空手着の上着は、太股の4分の3以上の長さでなければならない。		
4	空手着のズボンは、少なくともすねの3 分の2を覆う長さでなければならない。		
5	空手着の袖は、手首よりも長いものは認めない。		
6	もし空手着の袖が長すぎ、時間内に適切なものに着替えることができなかった場合、 主審は内側にまくりあげることを許可する。		
7	髪用の目立たないゴムバンド又はポニーテールを結ぶ物の使用は許される。リボン、ビーズ、その他の装飾物は禁止される。		
8	イヤリングの着用は、テープで覆えば許される。		
9	金属の歯列矯正器は、主審及び公式ドクターの許可があれば選手の責任において使用してもよい。		
10	競技開始前後、競技者は互いに正しく礼をしなければならない。		
11	団体戦において、コーチは試合中、、対戦順位を変更してもよい。		
12	個人戦で競技者が負傷した場合、コーチがまず組織委員会に報告すれば補欠選手を 出場させることができる。		
13	2 つのチームの勝利者数が同じである場合、勝敗両方の点数を加え、勝者を決定する。		
14	2 つのチームの勝利者数及び点数が同じである場合、決定戦戦が行われる。		
15	団体戦の第1回戦において、チーム全員が出場している場合のみ競技に臨むことが できる。		
16	所属団体ぜ供給された防具は、全空連の競技で受け入れられるべきである。		
17	大会中、コーチは常に公式のトラックスーツを着用し、公式IDカードを身につけることに なっている。		
18	シニア男子の競技時間は3 分、女子、カデット及びジュニアは2 分である。		
19	メダル獲得に係るシニア男子個人の競技時間は3 分、女子は2分である。		
20	21アンダー男子の競技時間は常に3 分、女子は2 分である。		
21	21アンダー男子のメダル獲得に係る競技時間は4 分、女子は3 分である。		
22	残心に僅かに欠ける上段蹴りに対し、1本を与えてもよい。何故なら、技術的に 難しい技とみなされるからである。		
23	得点に値する中段蹴り及び突きの迅速なコンビネーションには、1本が与えられる。		
24	シニア競技において、喉への軽微な“拳サポーターの接触”に対し、負傷がない限り ウォーニング又はペナルティを科す必要はない。		
25	股間部への蹴りに対しては、それが故意でない限りウォーニング又はペナルティは科せられない。		
26	カテゴリー1及び2のウォーニング又はペナルティは、交差累積されることはない。		
27	忠告は、第1回目のカテゴリー1又はカテゴリー2の違反に対し科せられる。		
28	警告はウォーニングであり、相手に有効(1 ポイント)が与えられる。		
29	カテゴリー1の警告は、通常、相手の反則行為によって競技者の勝利の可能性を僅か に減少させた場合に科せられる。		
30	カテゴリー1の反則注意は、直接、又はウォーニングや警告の後に科せられる。		
31	カテゴリー1の反則注意は、相手の反則行為により競技者の勝利の可能性が著しく減少した場合に科せられる。		
32	忠告、警告、反則注意はペナルティである。		

33 忠告、警告、反則注意はウォーニングである。

34 反則は、深刻な規定違反に対し科せられる。

35 失格となるのは、ウォーニングが科せられた後のみである。

36 競技者が悪意のある行動を取った場合、反則ではなく失格が正しいペナルティである。

37 競技者が悪意のある行動を取った場合、反則が正しいペナルティである。

38 コーチ又は選手以外の派遣団メンバーの行為が、空手道の名声及び名誉を汚すと みなされた場合、競技者は失格となりうる。

39 失格は、公式に宣言されなければならない。

40 審判団が、失格の範囲を決定する。

41 得点とするには、5 つの基準を満たしていなければならない。

42 相打ちとは、2つの有効技が同時に発生した場合をいう。

43 副審2 名が赤1本、別の副審2 名が青1本を合図した場合、主審は双方に得点を与える。

44 “やめ”が宣告された後、副審3名が合図なし、もう1人の副審が青1本を合図した場合、主審は青に得点を与える。

45 判定の際、主審は決定票を有する。

46 団体戦でのウォーニング及びペナルティは、代表戦に持ち越される。

47 青が競技場から出たと同時に赤が得点した場合、得点とカテゴリー2のウォーニング 又はペナルティが科せられる。

48 競技者の体が競技場から押し出された場合、場外が科せられる。

49 第10条に従い、競技者が倒れた場合、投げられた場合、又はノックダウンされ 速やかに立ち上がることができなかった場合、主審は笛を吹き10 秒カウントダウンを始めるよう時計係に合図する。

50 “10秒カウントルール”に従い、競技者が立ち上がり、主審が腕をあげた瞬間に時計係は時計を止める。

51 競技者が倒れ、又は投げられ、又はノックダウンされ10 秒以内に立ち上がることが できなかった場合、自動的に競技出場が取り消される。

52 競技者双方が同時に負傷し競技続行が不可能である場合、得点の多い競技者の勝利 となる。

53 主審が“やめ”を宣告する前に競技者が得点し場外に出た場合、場外とはならない。

54 競技終了合図のベル以降、競技者は得点することも、罰則を科せられることもない。

55 ジュニア大会において、負傷（自らの不注意によるものでない）を伴う顔面、頭部 又は首への技に対してはウォーニング又はペナルテェが科せられる。

56 カデット＆ジュニア大会において、負傷がない限り最も軽微な接触（“スキンタッチ”） の上段蹴りは許される。

57 シニア大会において、上段突きによる軽微な接触は許される。 又、上段蹴りに関しては大幅に許される。

58 カテゴリー1の反則により2 度勝者となった競技者は、競技を続行することはでき ない。

59 事務的な過ちがあった場合、競技者は監査に抗議することができる。

60 競技者が安全に投げられ負傷がなかった場合、主審は相手の競技者に対し得点を 試みる時間として2～3秒与える。

61 副審が得点を見極めた場合、即、旗で合図する。

62 包帯の使用は、公式ドクターの承認があれば許可される。

63 各競技の審判団は、主審1 名、副審4 名及び監査1 名より構成される。

64 競技開始後、競技者がマウスピースを使用していないことが判明した場合、その 競技者は反則負けとなる。

65 全ての号令及び宣告は、主審によって行われる。

66 副審2名が同じ競技者に得点を合図し、主審がそれを誤りであると確信した場合、 競技を中断する必要はない。

67 副審2名以上が赤に得点の合図をした場合、主審がそれを誤りと確信した場合でも、 競技を中断しなければならない。

68 2 名以上の副審が同じ競技者に得点を合図した場合、主審は競技を中断しなければ ならない。

69 競技は主審の競技開始の合図で開始し、“やめ”を宣告した時中断し、時間終了時点で終了となる。

70 組手競技の審判団は、主審1 名、副審4名、監査及び記録係より構成される。

71 競技者が足を滑らせ倒れた瞬間に決まった相手の技は、1本に値する。

72 相手がバランスを失い、上段突きで得点した場合、その得点は「技あり」である。

73 主審が競技終了の合図が聞こえなかった場合、監査は笛を吹く。

74 6 つの採点基準を満たした良くコントロールされた肘打ち（えんぴ打ち）は、有効技 である。

75 個人競技において、競技を自ら辞退した競技者には棄権が宣告され、相手に 8ポイントが与えられる。

76 残心とは、技をかけた後も残っている継続的な集中力である。

77 手技の複合技で、それぞれの技が得点となりうる場合、技ありが与えられる。

78 競技場内の競技者は、場外にいる相手に技をかけることができる。

79 「後しばらく」とは、残り競技時間10秒を意味する。

80 「後しばらく」とは、残り競技時間20秒を意味する。

81 喉へのスキンタッチは、シニア競技のみ許される。

82 競技終了後得点がなかった場合、主審は判定を求める。

83 相手の攻撃のブロックに何度も失敗した後、過度の接触を受けた場合、無防備が考慮 される。

84 実際負傷した場合でも、それを誇張した競技者には罰則を科してもよい。

85 背負い投げ、肩車投げなどの投げは、安全に着地できるよう相手を掴んでさえいれば許される。

86 カテゴリー2における反則注意は、警告を既に受けていない限り科せられない。

87 審判団が競技規定に反する判断を下した場合、監査は即、笛を吹く。

88 双方の競技者が床に倒れた場合でも、競技を短時間続行することができる。

89 団体戦において、代表戦は行われない。

90 ドクターが負傷した競技者の手当てをしている際、主審が接触へのウォーニング又はペナルティに関し、副審と協議したい場合は、短時間副審と話すことができる。

91 カデット大会において、メンホーへの非常に軽微な接触は、得点となりうる。

92 ウエストより下の部分を掴んでの投げは、安全に着地できるよう相手を掴んでさえ いれば許される。

93 カデットは健康上の理由により、全空連公認メンフォーの使用を拒否することができる。

94 カテゴリー2の反則注意を受けた競技者が、軽微な接触を誇張した場合、反則が科せられる。

95 反則注意は、負傷を装った場合に科せられる。

96 反則注意は、1 回目の負傷の誇張に科せられる。

97 “やめ”の後、副審2名が青に有効を合図し、副審1名が赤に有効を合図した場合、 主審も赤と思った時は赤に得点を与えることができる。

98 負傷を誇張した競技者には、直接反則を科すことができる。

99 止めの合図後の技は、たとえ有効であっても得点とはならない。但し、カテゴリー1 の違反をした場合はウォーニング又はペナルティが科せられることもありうる。

100 カデット組手において上段蹴りによる“スキンタッチ”は、負傷がない限り許される。

101 競技開始前、監査は競技者のメディカルカードをチェックしなければならない。

102 間違った対戦で、違う競技者が競技に出場した場合、終わったらその後変更することはできない。

103 ブザーの競技終了合図と同時に決まった技は、有効である。

104 競技者が負傷し、その負傷の原因が負傷者自身によるもの（無防備）と判断された 場合、主審は相手に罰則を与えない。

105 競技開始前、コーチはID カードを公式記録席に提出しなければならない。

106 背部への突きには、有効が与えられる。

107 監査が場外を認め副審がそれに気付かなかった場合、監査は、主審に競技の中止を要請することができる。

108 主審に従わない競技者には、反則が科せられる。

109 主審に従わない競技者には、失格が科せられる。

110 監査がルール違反に気付いた場合、主審に対し競技の中止を要請する。

111 複合技において、最初の技が有効に値し、それに続く技がウォーニング又はペナルティに値する場合、有効 及びウォーニング又はペネルテェの両方が与えられる。

112 競技者が滑り、倒れ、又はバランスを失い胴体が床についたとき相手に得点された 場合、相手に1 本が与えられる。

113 床に倒れている際に得点することは不可能である。

114 競技者が全空連認定品を着用していない場合、正式な物と交換するため1 分間が 与えられる。

115 組手競技で負傷し10秒ルールで退場となった競技者は、形競技に出場することは できない。

116 負傷した競技者が、大会ドクターによって競技続行が不可能とみなされた場合、その 大会で再出場することはできない。

117 競技終了後、競技場内にて競技者の行いが悪かった場合、主審は失格とすることが できる。

118 失格の際、監査は投票権を有する。

119 男子団体組手競技において、1チームが3試合に勝利を得た段階で競技終了となる。

120 女子団体組手競技において、1チームが2試合に勝利を得た段階で競技終了となる。

121 競技者が相手を掴んだ後すぐに、に技をかけなかった場合、又は投げなかった 場合、主審は“止め”を宣告する。

122 副審が得点部位に技がかけられたかどうか確信できない場合、合図すべきではない。

123 空手道の名声及び名誉を傷つけるような行為を取った競技者には、反則が科せられる。

124 競技者の行動が危険であり、禁止行為の規約を故意に破るものであるとみなされた 場合、失格が科せられる。

125 主審が得点を認め競技を中止したものの、副審4名の合図がなかった場合、主審は 得点を与えることができる。

126 明らかにルール違反が生じた場合、監査は競技を中止し主審に訂正を促す。

127 副審2名が赤に有効、副審1名が青に技ありを合図し、主審が青に技ありを与えたい 場合、主審は4 番目の副審に意見を求める。

128 判定の際、副審3名が赤に勝利を合図し、副審1 名及び主審が青の勝利とみなした 場合、主審は赤の勝利とする。

129 副審が場外を認めた場合、適切な旗で床を軽く叩き、カテゴリー2の違反であることを合図する。

130 副審1 名が青の得点を合図した場合、主審は競技を止めなければならない。

131 競技者が10秒以内に立ち上がることができなかった場合、主審は“棄権”を宣告し 相手の勝ちとする。

132 競技者が投げられ一部が場外に出た場合、主審は即“止め”を宣告する。

133 10 秒計測が始まった場合、ドクターは競技者を診るよう要求される。

134 競技者の診察は、移動が可能の場合コート場外で行われる。

135 理事会は、空手着に公認スポンサーのマークを付けることを承認することができる。

136 組手競技者は、マウスピースを使用しなければならない。

137 投げの後、主審は得点するための時間として最大2 秒間を与える。

138 競技者が強い横蹴りで得点し、相手を場外に押し出した場合、主審は技ありを与え 相手にカテゴリー2のウォーニング又はペナルティを科す。

139 公式な異議申し立てがあった場合、抗議の結果がでるまでその後の競技を遅らせる。

140 各副審は、安全域内のコート4隅に座る。

141 副審2 名（又は以上）が一方の競技者に得点を合図し、主審がこれを無視した場合、 監査は笛を吹く。

142 負傷を来した技に主審がポイントを与えた場合、監査は競技を中止するよう合図する。

143 主審が“時間終了”ベルを聞き逃した場合、記録係は笛を吹く。

144 競技者が投げられ、滑り、倒れ、又は足が浮いた際に得点となった相手の技は、1本 に値する。

145 主審が失格を課す場合、副審を呼び短時間協議する。

146 競技者が競技中に負傷し医療手当てを必要とする場合、3 分間が与えられる。その後、 主審は競技者の競技続行が妥当であるかどうか、又はもっと時間を与えるべきか どうかを判断する。

147 競技残り時間10秒未満で競技者がコート外に出た場合、最小限の警告となる。

148 違う競技者に得点を与え、それを訂正する場合、主審は誤って得点が与えられた競技者の方を向き「取りません」の合図をし、次に相手に対し得点を与える。

149 良くコントロールされた中段蹴りで得点し、次の突きで誤って相手の顔面に軽微な 負傷を負わせた場合、技ありを与えウォーニングを科す。

150 負傷した競技者が医療手当てを受け、公式ドクターが競技続行可能とみなした場合、主審はドクターの決定を無視することはできない。

151 副審の合図がない場合でも主審は競技を止めることができる。

152 競技が止められた時、副審4名の合図が異なる場合、主審は「取りません」を宣告し、 競技を再開する。

153 「戦いを避ける」というのは、時間を無駄にし、相手が得点する機会を与えない状況をいう。

154 団体戦の代表戦において、競技者双方が負傷し競技続行が不可能となり、その際の 得点が同じであった場合、勝者は判定によって決定される。

155 団体戦において競技者双方が負傷し競技続行が不可能となり、その際の得点が同じで あった場合、主審は引き分けを宣告する。

156 競技終了時間10秒未満の時点で、(同点にしようと懸命になっている)負けている競技者が場外となった場合、少なくともカテゴリー2の反則注意が科せられる。

157 帯の下への技は、得点とはならない。

158 肩甲骨への技は、得点となる。

159 赤が誤って青の腰部を蹴り、青の競技続行が不可能となった場合、青の棄権となる。

160 競技者が明らかに息をきらしている場合、主審は競技を中断し回復するまでの時間を 与える。

161 一方の競技者が明らかに8ポイントリードした場合、勝者と宣告される。

162 時間切れの時点で、点数の多い競技者が勝者となる。

163 競技終了時間10秒未満の時点で、相手を掴み技をかけなかった場合、 最小限反則注意が科せられる。

164 団体戦において一人の競技者が反則となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手 の得点は8ポイントとなる。

165 団体戦において一人の競技者が棄権となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手の得点は8ポイントとなる。

166 団体戦において一人の競技者が失格となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手の得点は8ポイントとなる。

167 無防備のウォーニング又はペナルティは、競技者自身の不注意により技が当たった場合、又は負傷した場合のみに科せられる。

168 競技者自身の不注意により技が当たりそれを誇張した場合、無防備又は誇張の ウォーニングかペナルティのどちらかが科せられる。

169 競技者一方が優れた中段蹴りを出し、その後相手にその足を捉えられた場合、得点とはならない。

170 一方の競技者が6つの得点基準を満たした上段蹴りを出し、相手がそれを遮ろうと 両手を上げ自分の手が顔に軽く当たってしまった場合、主審は蹴りが効果的にブロックされなかったと見なし1本を与える。

171 競技者が2名いれば、男子団体組手に出場することができる。

172 全空連認定の広告は、空手着の左袖につけられる。

173 所属団体は競技者の空手着に広告をのせてはならない。

174 棄権となった組手競技者は、その大会に再び出場することはできない。

175 新たな競技(代表戦)は、団体戦のみで行われる。

176 主審が一方の競技者に無防備によるカテゴリー2のウォーニング又はペナルティを課した場合、相手の競技者には通常よりも軽いカテゴリー1のウォーニングを科す。

177 女子団体戦においては、競技者2名のみで競技に出場することができる。

178 主審は競技者と同じ所属団体を有してはならない。但し、副審1名は双方のコーチの同意 があればよい。

179 監査は、開始前主審及び副審と共に並ぶ。

180 コーチは公式記録席に向かい、それぞれの側の安全域外に座る。

181 監査は、公式記録席の左側に座る。

182 団体戦において、審判団は各競技でローテーションを組む。但し、審判団のメンバー は有資格者であること。

183 団体戦において、メダル獲得に係る各競技でのみ、審判団はローテーションを組む。

184 主審は、安全域を含むコート上を自由に動き回ることができる。

185 女子競技者は、胸当てが必要である。

186 女子競技者は、ボディプロテクターがあれば胸当ては必要ない。

187 赤・青帯に、名前の刺繍又はマークがあってはならない。

188 赤・青帯への名前の刺繍又はマークは、形競技のみ許される。

189 競技者は、ストライプ、縁どりのない白の空手着を着用しなければならない。

190 メダル獲得に係る競技では名前の刺繍入りの空手着を着用することができる。

191 主審が得点、ウォーニング又はペナルティを与える場合、少なくとも副審2 名から 同じ合図がなければならない。

192 一方の競技者に対し、副審2 名が他の副審2 名と意見を異にする場合、主審が判断を 下す。

193 一方の競技者に対し副審2 名が得点、他の副審2 名がウォーニングを合図した場合、 主審はコート主任に意見を求める。

194 主審が競技を止める前は、副審は得点又はウォーニングを合図してはならない。

195 主審が得点、ウォーニング又はペナルティを与える際は常に副審の意見を待たねばならない。

196 一方の競技者に得点の異なる2 旗があがった場合、低い方の得点が与えられる。

197 一方の競技者に得点の異なる2 旗があがった場合、高い方の得点が与えられる。

198 一方の競技者に得点の異なる2 旗があがった場合、主審は「取りません」を宣告する。

199 止めの前に競技者が1 つ以上の連続技で得点した場合、出された技の順番に係らず、 副審は高い方の得点を合図する。

200 団体戦において、代表戦でも無得点又は同点の場合、判定により勝敗を決める。

201 場外とは、競技者が相手を起因とせずに競技場外に出た場合をいう。

202 後しばらくの宣告の後に逃げ回ったり、戦いを避けたり、時間を浪費した場合、 反則注意が科せられる。

203 不活動は、カテゴリー2の違反行為である。

204 不活動は、カテゴリー1の違反行為である。

205 競技者双方が25秒以上戦わなかった場合、主審は競技を止め、不活動として カテゴリー2を科す。

206 有効は、1 ポイントである。

207 技ありは、2 ポイントである。

208 1本は、3 ポイントである。

209 各競技前に全ての競技者が認定品を使用しているかどうかを確認するのは、監査の役目である。

210 各競技前に全ての競技者が認定品を使用しているかどうかを確認するのは、コート主任の役目である。

211 コーチは、競技者又はチームのIDカードと共に、自分のIDカードを公式記録席 に、提出しなければならない。

212 技ありは、中段蹴りに与えられる。

213 有効は、7つの得点部位のいずれかに出された突き又は打ちに与えられる。

214 1本は上段蹴り、及び投げられた相手・自ら倒れた相手への得点技に与えられる。

215 個人戦には、引き分けが宣告されることもある。

216 判断基準の1つに、競技者の戦略及び技の優劣があげられる。

217 カテゴリー1の禁止行為は4つ、カテゴリー2では8つある。

218 頭、両膝、又は両肘で攻撃をする振りをした場合、カテゴリー1の違反となる。

219 警告は通常、相手の違反により競技者の勝利の可能性が大幅に減少した場合に課せら れる。

220 派遣団のヘッドコーチは、審判団のメンバーに対し、その判断について抗議すること ができる。

221 組手試合におけるコートは、競技者の境界線をつくるため、中心から1メートル離れたマット2枚を赤にする。

222 空手衣の紐は結ばなければならない。

223 紐なしの空手衣は着用不可。

224 個人戦では、抽選後に競技者を変更することができる。

225 決勝戦において、男子コーチはダークスーツ、シャツ、ネクタイを着用しなければならない。

226 決勝戦において、女子コーチは濃い色のワンピース、パンツスーツ又はジャッケット＆スカートを着用する。

227 決勝戦において、女子コーチは宗教上のヘッドウェアを着用してはならない。

228 敗者復活戦において、競技者が防具の色を変える時間として5分間が与えられる。

229 各試合の合間、競技時間と同じ休息時間は与えられない。

230 不活動は試合終了までの時間が10秒を切った後には、科せられない。

231 不活動は試合終了までの時間が10秒を切った後に、科せられる。

232 両手で相手を掴む事は、相手の蹴り足を掴み、倒すときのみ許される。

233 相手の腕または空手衣を片手で掴むことは、即座に得点技を試みた場合又は相手を倒そうとした場合は許される。

234 試合中、両手で相手を掴むことは決して許されない。

235 ビデオビューパネルのメンバーを指名するのは、コート主任である。

236 ビデオビューパネルのメンバーを指名するのは、監査である。

237 副審は、得点と場外のみ合図する。

238 副審は、”止め”の前、カテゴリー1も合図できる。

239 副審は、主審が表示したウォーニング又はペナルティに対して意思表示をする。

240 競技者が場外に出た場合、副審はカテゴリー2を合図することができる。

241 競技者が相手を掴んだ直後に技又は投げなかった場合、主審は”止め”をかける。

242 一方又は双方の競技者が倒れ又は倒され、即座に得点技がなかった場合、主審は”止め”をかける。

243 競技者が掴んだ場合、主審は投げ又は技をかける時間として数秒与える。

244 競技者双方が投げ又はその他の技を試みることなく胸を突き合わせている場合、主審は”止め”をかける。

245 主審は副審の意見がなくても、試合を止め得点することができる。